予算	会計	一般会計	予算区分	現年
	款	10 教育費	項 06 保健体育費	目 03 体育振興費
事業名	市スポーツ協会育成事業費	担当課	健康体育課	予算書頁 P186

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
4,207千円	4,207千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	0千円	4,207千円

【事業の目的】

スポーツ協会を育成することにより、各地区のスポーツ協会や各競技団体の育成、県民スポーツ祭への派遣を推進し、市民スポーツの機会の提供と競技力向上を図る。

【事業の概要】

○補助金　4,207千円

［財源内訳］

○－

［主な事業］

①市スポーツ協会活動補助

協会及び協会に加盟する団体の行うスポーツ事業への助成や県民スポーツ祭への選手派遣事業に対して助成を行う。

県民スポーツ祭市町対抗選手派遣　（人）

	R3	R4	R5	R6(見込)	R7(予算)
派遣(競技)	13	18	19	21	21
派遣(人)	163	241	265	295	300

予算	会計	一般会計	予算区分	現年
	款	12 公債費	項 01 公債費	目 01 元金
事業名	市債償還元金	担当課	財政課	予算書頁 P187

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
1,136,526千円	1,141,949千円	△ 5,423千円	△ 0.5%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	44,194千円	1,092,332千円

【事業の目的】

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって、財政負担を後年度に平準化し、将来にわたり安定的な財政運営を図る。

【事業の概要】

○償還金、利子及び割引料　1,136,526千円

［財源内訳］

○市営住宅使用料　9,470千円

○減債基金繰入金　34,724千円

［主な事業］

①償還元金支払事務

遅滞することなく支払事務を行う。

償還額及び市債残高　（千円）

	R3	R4	R5	R6(見込)	R7(予算)
元金	1,142,028	1,214,917	1,162,109	1,141,754	1,136,526
利子	41,297	36,959	35,516	40,432	62,021
市債残高	12,511,758	12,138,641	12,083,580	13,742,064	15,130,038

予算	会計	一般会計	予算区分	現年
	款	12 公債費	項 01 公債費	目 02 利子

事業名	市債償還利子	担当課	財政課	予算書頁	P187

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
62,021千円	47,868千円	14,153千円	29.6%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	1,716千円	60,305千円

【事業の目的】

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって、財政負担を後年度に平準化し、将来にわたり安定的な財政運営を図る。

【事業の概要】

○償還金、利子及び割引料　62,021千円

［財源内訳］

○市営住宅使用料　1,253千円
○減債基金繰入金　463千円

[主な事業]

①償還利子支払事務
遅滞することなく支払事務を行う。

予算	会計	一般会計	予算区分	現年
	款	12 公債費	項 01 公債費	目 02 利子

事業名	一時借入金利子	担当課	財政課	予算書頁	P187

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
3,000千円	1,300千円	1,700千円	130.8%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	0千円	3,000千円

【事業の目的】

一時的な支払資金不足を補うために短期借入を行い、健全な財政運営を図る。

【事業の概要】

○償還金、利子及び割引料　3,000千円

［財源内訳］

○－

[主な事業]

①償還利子支払事務
遅滞することなく支払事務を行う。

予算	会計	一般会計	予算区分	現年
	款	12 公債費	項 01 公債費	目 03 公債諸費

事業名	減債基金積立金	担当課	財政課	予算書頁	P187

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
2,211千円	161千円	2,050千円	1,273.3%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	2,211千円	0千円

【事業の目的】

将来の地方債償還による財政圧迫に備えるため、減債基金に積み立てを行い安定的な財政運営を図る。

【事業の概要】

○償還金、利子及び割引料　2,211千円

［財源内訳］

○減債基金利子　2,211千円

［主な事業］

①基金積立

将来の地方債償還による財政圧迫に備えるため、減債基金に積み立てを行う。

減債基金残高推移　（百万円）

R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
1,438	2,289	2,033	2,059	2,026

予算	会計	市有林特会	予算区分	現年
	款	01 市有林造成費	項 01 市有林造成費	目 01 市有林造成費

事業名	職員人件費	担当課	農林課	予算書頁	P8

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
12,611千円	12,307千円	304千円	2.5%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	10,964千円	1,647千円

【事業の目的】

市有林の管理に職員を配置し、適正な管理を図る。

【事業の概要】

○給料　6,163千円
○職員手当等　3,429千円
○共済費　2,002千円
○負担金　1,017千円

［財源内訳］

○一般会計繰入金　10,964千円

［主な内容］

①市有林造成事業に携わる職員の人件費

職員の給与、手当、共済費及び退職手当負担金を支出する。

予算	会計	市有林特会	予算区分	現年
	款	01 市有林造成費	項 01 市有林造成費	目 01 市有林造成費

事業名	造成（補助）事業費	担当課	農林課	予算書頁	P8

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
47,027千円	44,186千円	2,841千円	6.4%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
33,928千円	0千円	0千円	13,099千円

【事業の目的】

森林環境直接支援事業等により、優良な市有林を次世代に残すため、計画的に森林整備を実施する。

【事業の概要】

○委託料　47,027千円

［財源内訳］
○森林環境保全直接支援事業補助金　28,702千円
○農山漁村地域整備事業交付金　5,226千円

［主な内容］
①市有林造成事業施業委託
・森林環境保全直接支援事業
森林が茂りすぎるのを防ぐため、計画的に間伐を実施する。
県が算出する施業単価に対し補助率：県85/100
（うち国3/10×1.7、県2/10×1.7　※県独自査定係数1.7）
補助上限　材積80m3/haまで
R7年度予定箇所：170字奥山（鴻谷、一本松、サブレスト付近）、北谷町東山

	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
間伐	26.70ha	30.94ha	23.09ha	25.23ha	25.00ha
作業道	5065.0m	5216.1m	4145.7m	272.8m	1675.0m
下草刈り	2.17ha	2.17ha	2.17ha	2.17ha	0.00ha

・農山漁村地域整備事業
伐採適齢期を迎えた杉の主伐を行い、新中学校の木質化に利用できる原木を確保する。また、苗を植える際には花粉発生源対策として少花粉の苗を植える。
県が算出する施業単価に対し補助率：県90/100
（うち国3/10×1.8、県2/10×1.8　※県独自査定係数1.8）
補助上限　材積100m3/haまで
R7年度予定：主伐3.0ha、作業道200m
170字奥山（明栃）

予算	会計	市有林特会	予算区分	現年
	款	01 市有林造成費	項 01 市有林造成費	目 01 市有林造成費

事業名	造成事業費	担当課	農林課	予算書頁	P8

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
3,112千円	5,204千円	△ 2,092千円	△ 40.2%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	304千円	2,808千円

【事業の目的】

市有林の整備や市有林内の林道等の整備・維持を行う。

【事業の概要】

○消耗品費　69千円
○燃料費　35千円
○光熱水費　4千円
○修繕料　50千円
○手数料　24千円
○保険料　719千円
○委託料　1,852千円
○積立金　103千円
○公課費　256千円

［財源内訳］
○水呑谷林道県有林負担金　201千円
○市有林造成事業基金利子　103千円

［主な内容］
①森林整備に使用する市有林内の作業道等の草刈りを実施する。
R07：林道3路線、作業道2路線
林道牛ヶ谷線、林道水呑谷線、林道一本松線、作業道小杉沢、作業道南俣（舟ヶ平）

②市有林造成事業施業委託
雁が原スキー場正面ゲレンデ跡地に、彩りを添える各種花が咲く樹木、紅葉を楽しむことができるモミジなど広葉樹を植林する。令和7年度はソリゲレンデ中段に約100本の樹木を植林する。樹種は、各種サクラ、ウメ、ハナモモ、ハナミズキ、サルスベリ、モミジなど春から秋にかけて時期をずらして開花・紅葉する樹木とする。
令和7年度は、主伐事業による立木売却益1,200千円を原資とする。

③消費税
これまでは年間課税売上が1000万円未満の事業者は消費税の納付義務が免除されていたが、インボイス制度により免税事業者も消費税の申告が必要となったため、令和6年度の立木売払い収入（見込）を基に消費税を納付する。

予算	会計	市有林特会	予算区分	現年
	款	02 公債費	項 01 公債費	目 01 元金
事業名	市債償還元金	担当課	農林課	予算書頁 P10

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
279千円	104千円	175千円	168.3%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	0千円	279千円

【事業の目的】
市有林造林事業の施業に伴う公営企業金融公庫借入金の元金を支出する。

【事業の概要】
○償還金、利子及び割引　279千円

［財源内訳］
○－

［主な内容］
①長期債元金
昭和63年に借入した債券2,000千円及び平成元年に借入した債券3,300千円が償還が始まる35年を経過しているため、元金の償還を行う。

予算	会計	市有林特会	予算区分	現年
	款	02 公債費	項 01 公債費	目 02 利子
事業名	市債償還利子	担当課	農林課	予算書頁 P10

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
1,040千円	1,044千円	△ 4千円	△ 0.4%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	0千円	1,040千円

【事業の目的】
市有林造林事業の施業に伴う公営企業金融公庫借入金の利子を支出する。

【事業の概要】
○償還金、利子及び割引　1,040千円

［財源内訳］
○－

［主な内容］
①長期債利子
償還利子を適切に支出する。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	01 総務費	項 01 総務管理費	目 01 一般管理費

事業名	職員人件費	担当課	市民課	予算書頁	P12

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
32,988千円	31,526千円	1,462千円	4.6%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	32,956千円	32千円

【事業の目的】

国民健康保険事務に係る職員人件費を支出する。

【事業の概要】

○給料　16,067千円
○職員手当等　8,591千円
○共済費　5,679千円
○負担金　2,651千円

［財源内訳］
○職員給与費等繰入金　32,956千円

［主な内容］
①国民健康保険事業に携わる職員の人件費
4人分の給料、各種手当、共済費、退職手当組合負担金等を支出する。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	01 総務費	項 01 総務管理費	目 01 一般管理費

事業名	一般管理諸経費	担当課	市民課	予算書頁	P12

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
7,483千円	9,796千円	△ 2,313千円	△ 23.6%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	7,472千円	11千円

【事業の目的】

国民健康保険事業の安定運営のため、事務の適正な実施を図る。

【事業の概要】

○消耗品費　123千円　○印刷製本費　612千円
○通信運搬費　545千円　○委託料　4,386千円
○使用料及び賃借料　1,806千円　○負担金　11千円

［財源内訳］
○事務費繰入金　7,472千円

［主な内容］
①一斉更新に係る諸経費
マイナ保険証を登録していない被保険者に対して発行する資格確認書は毎年8月1日で切り替えとなるため、7月末に対象被保険者へ一斉に送付する。送付の際は世帯ごとに名寄せして世帯主宛に送付する。希望者に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。国民健康保険税滞納者に対しては、医療機関等に一旦10割分を支払う、特別療養費の支給する旨の事前通知を送付する。送付の際には納付相談を行う。

②コクホライン、e-Nais等の運用諸経費
一斉交付に係る処理や交付金申請に必要な帳票出力処理を委託して行う。高額療養費支給に係る申請書印刷を国保連合会共同処理で行う。

③保険者協議会負担金
保険者協議会は、福井県、協会けんぽ、各市町、各国保組合、国保連を代表する者で構成され、連携協力して保健事業等の円滑かつ効率的な実施を図っている。協議会が主催して研修会や広報事業を行うため、その負担金を支出する。

被保険者数等（数値は各年度末現在）

年度	総人口	世帯数	被保険者数	加入率
R3(年度末)	22,018	2,949	4,494	20.41%
R4(年度末)	21,698	2,820	4,272	19.69%
R5(年度末)	21,307	2,716	4,000	18.77%
R6(R6.12末)	21,056	2,640	3,840	18.24%
R7(予　算)	－	2,576	3,743	－

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	01 総務費	項 01 総務管理費	目 02 連合会負担金

事業名	国保連合会等負担金	担当課	市民課	予算書頁	P12

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
805千円	747千円	58千円	7.8%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	805千円	0千円

【事業の目的】

国民健康保険団体連合会（国保連合会）で行う共同事業に係る経費を負担し、各種事業の充実を図る。

【事業の概要】

○負担金　805千円

［財源内訳］

○事務費繰入金　805千円

［主な内容］

①国保連合会一般負担金

各保険者に共通する業務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、事務の軽減や効率化を図る。被保険者数割は令和6年8月末現在の被保険者数による。

②第三者行為求償事務共同事業負担金

交通事故等、第三者（加害者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（市）が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る損害賠償金の徴収、収納事務を、共同処理事業として国保連合会が行うための負担金を支払う。負担金は、被保険者数割と実績手数料により算出される。被保険者数割は令和6年8月末現在の被保険者数による。

③保険者・国保連合会オンラインネットワーク負担金

保険者（市）の共同処理業務を行う「国保総合システム」を運用するための負担金。均等割額と被保険者数割により算出される。被保険者数割は令和6年8月末現在の被保険者数による。

④オンライン資格確認等システム運営負担金

保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、マイナンバーによるオンライン資格確認が導入されたことによる負担金で、月額単価に月数と令和6年3月末現在の加入者数を乗じた金額を国保中央会に支払う。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	01 総務費	項 02 徴税費	目 01 賦課徴収費

事業名	賦課徴収諸経費	担当課	市民課	予算書頁	P13

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
20,879千円	10,610千円	10,269千円	96.8%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	20,879千円	0千円

【事業の目的】

安定的な国民健康保険事業の運営のため、保険税の賦課・徴収事務の適正かつ公平な実施を図る。

【事業の概要】

○消耗品費	404千円	○燃料費	22千円
○印刷製本費	655千円	○通信運搬費	391千円
○手数料	359千円	○委託料	11,189千円
○使用料及び賃借料	7,772千円	○負担金	87千円

［財源内訳］

○国民健康保険税督促手数料　110千円

○事務費繰入金　20,769千円

［主な内容］

①国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経費

保険税納付書の発送や収納に関する事務、納付期限内に納付のなかった納税者に対する催促や相談事務を行う。

保険税収納率（数値は各年度末現在）

	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
全体	97.4%	96.3%	96.4%	95.2%	95.2%
現年分	98.5%	98.1%	97.5%	98.1%	98.1%
滞納繰越分	43.5%	33.3%	35.7%	37.0%	37.0%

②システムの標準化

国民健康保険税に係る業務システムについて、標準化仕様に適合したシステムに改修し、国が整備するガバメントクラウド上で稼働するよう環境を構築する。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	01 総務費	項	03 運営協議会費
	目	01 運営協議会費		

事業名	運営協議会費	担当課	市民課	予算書頁	P14

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
172千円	104千円	68千円	65.4%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	165千円	7千円

【事業の目的】

国民健康保険運営協議会を開催し、国保事業の運営に関する重要事項を審議することにより事業運営を円滑に進める。

【事業の概要】

〇報酬　165千円
〇旅費　7千円

［財源内訳］
〇事務費繰入金　165千円

［主な内容］
①国民健康保険運営協議会の開催
国保事業内容、保険税率の改定などについて協議を行う。
・委員定数　9人　（1）被保険者を代表する委員　3人
（2）保険医または保険薬剤師を代表する委員　3人
（3）公益を代表する委員　3人
※令和3年度から委員定数を12人から9人に変更
・任期　3年（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	01 総務費	項	04 趣旨普及費
	目	01 趣旨普及費		

事業名	趣旨普及事務費	担当課	市民課	予算書頁	P14

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
182千円	174千円	8千円	4.6%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
123千円	0千円	59千円	0千円

【事業の目的】

国民健康保険制度や特定健診、ジェネリック医薬品等に係る広報を行い、周知啓発を図る。

【事業の概要】

〇消耗品費　182千円

［財源内訳］
〇特別調整交付金　123千円
〇事務費繰入金　59千円

［主な内容］
①国保制度パンフレット
普及啓発用パンフレットを購入し、一斉更新時に送付するほか、資格取得時に窓口で配布し、制度の周知を図る。

②ジェネリック医薬品周知用シール
ジェネリック医薬品周知用シールを購入し、一斉更新時に送付するほか、資格取得時に窓口で配布し、利用促進を図る。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項 01 療養諸費	目 01 一般被保険者療養給付

事業名	一般被保険者療養給付費負担金	担当課	市民課	予算書頁	P15

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
1,398,299千円	1,478,128千円	△ 79,829千円	△ 5.4%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
1,398,299千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

一般被保険者の疾病や負傷の際に適正な保険給付を行い、健康の保持及び生活の安定を図る。

【事業の概要】

○負担金　1,398,299千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（普通交付金）　1,398,299千円

［主な内容］

①診療報酬一般被保険者療養給付費負担金

一般被保険者が受けた、診察、治療、薬や注射などの処置、入院及び看護、在宅療養、訪問看護にかかる保険者負担分を支出する。

（給付割合）

・義務教育就学前　8割
・義務教育修学後70歳未満　7割
・70歳以上75歳未満　8割（現役並み所得者は7割）

療養給付費　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
金額	1,530,090	1,485,467	1,539,045	1,478,128	1,398,299

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項 01 療養諸費	目 02 一般被保険者療養費

事業名	一般被保険者療養費負担金	担当課	市民課	予算書頁	P15

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
8,095千円	7,748千円	347千円	4.5%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
8,095千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

一般被保険者の責に帰しない特別の事由等のため、現物給付を行うことができない場合について、審査の上、事後に適正な保険給付を行うことで、健康の保持及び生活の安定を図る。

【事業の概要】

○負担金　8,095千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（普通交付金）　8,095千円

［主な内容］

①一般被保険者療養費負担金

適正給付に努めることで、被保険者の自己負担額を軽減する。

（対象となる場合）

・事故や急病などでやむを得ず、保険証を持っていないときに診療を受けたとき
・医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
・治療目的以外の海外渡航中に診療を受けたとき
・骨折やねんざなどで、国保が使えない柔道整復師の施術を受けたとき
・はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師が認めた場合）
・手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）

（給付割合）

・義務教育就学前　8割
・義務教育修学後70歳未満　7割
・70歳以上75歳未満　8割（現役並み所得者は7割）

療養費　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
金額	7,664	7,402	7,747	7,748	8,095

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項	01 療養諸費	目 03 審査手数料

事業名	審査諸経費	担当課	市民課	予算書頁	P15

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
4,452千円	4,675千円	△ 223千円	△ 4.8%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
4,452千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

診療報酬等審査に要する経費を国保連合会へ支払い、適正な保険給付を図る。

【事業の概要】

○手数料　4,452千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（普通交付金）　4,452千円

［主な内容］

①審査手数料及びレセプト電算処理システム手数料

保険医療機関等が算定し請求する診療報酬明細書（レセプト）を審査し、診療報酬を支払うための手数料及び電算システム手数料を支払う。

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項	02 高額療養費	目 01 一般被保険者高額療養

事業名	一般被保険者高額療養費補助金	担当課	市民課	予算書頁	P16

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
208,642千円	225,739千円	△ 17,097千円	△ 7.6%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
208,642千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

一般被保険者の医療費の自己負担額が高額となり、限度額を超えた場合に高額療養費を支給し、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○補助金　208,642千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（普通交付金）　208,642千円

［主な内容］

①一般被保険者高額療養費補助金

被保険者の自己負担が高額になった場合、定められた限度額を超えた場合に超過分を支給する。

（高額療養費の算定基礎）

・70歳未満の人の場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が支給される。同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払ったときは、それらを合算して限度額を適用する。

・70歳以上75歳未満の人の場合

同じ月に医療機関等に支払ったすべての一部負担金等を合算し、その金額が限度額を超えた場合、その超えた分が支給される。

高額療養費　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
金額	228,924	229,158	224,016	225,739	208,642

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項	02 高額療養費	目 02 一般被保険者高額介護

事業名	一般被保険者高額介護合算療養費	担当課	市民課	予算書頁	P16

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
300千円	300千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
300千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

医療保険と介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、設定された自己負担額を超えた額を支給することにより、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○補助金　300千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（普通交付金）　300千円

［主な内容］

①一般被保険者高額介護合算療養費補助金

前年8月1日から当年7月31日までの1年間について、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、定められた自己負担額を超えた額を支給する。

高額介護合算療養費　（円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
支給件数	8	13	11	9	—
金額	148,935	264,095	241,113	155,096	300,000

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項	03 移送費	目 01 一般被保険者移送費

事業名	一般被保険者移送費負担金	担当課	市民課	予算書頁	P16

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
50千円	50千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
50千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給することにより、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○負担金　50千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（普通交付金）　50千円

［事業の内容］

①一般被保険者移送費負担金

被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

（支給要件）

・移送により法に基づく適切な診療を受けたこと
・移送の原因である疾病または負傷により自ら移動することが著しく困難であったこと
・緊急その他やむを得なかったこと

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項	04 出産育児諸費	目 01 出産育児一時金

事業名	出産育児一時金	担当課	市民課	予算書頁	P17

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
3,002千円	2,001千円	1,001千円	50.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
1,002千円	0千円	2,000千円	0千円

【事業の目的】

出産に伴う経費を補助することにより、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○手数料　　2千円
○補助金　　3,000千円

［財源内訳］
○保険給付費等交付金（普通交付金）　　1,002千円
○出産育児一時金繰入金　　2,000千円

［主な内容］
①出産育児一時金補助金及び手数料
　被保険者の一出産当たり50万円（産科医療補償制度保険料1万2千円）を支給する。

○平成21年10月1日から平成23年4月1日以降の出産より、保険者が当該医療機関等に出産育児一時金を支払う「直接支払制度」が実施されている。令和5年度から、支給金額が原則42万円から50万円に増額となった。

○出産育児一時金の推移
・平成18年10月：30万円→35万円
・平成21年　1月：原則38万円
　※産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設（本来分35万円＋掛金分3万円）
・平成21年10月：原則42万円
　※直接支払制度導入（本来分39万円＋掛金分3万円）
・平成23年4月：原則42万円を恒久化
・平成27年1月：原則42万円（本来分39万円→40.4万円、掛金分3万円→1.6万円）
・令和 4年1月：原則42万円（本来分40.4万円→40.8万円、掛金分1.6万円→1.2万円）
・令和 5年4月：原則50万円（本来分40.8万円→48.8万円、掛金分1.2万円）

出産育児一時金　　（千円）

	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
件数	8件	3件	5件	6件	6件
金額	3,360	1,260	2,502	3,002	3002

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項	05 葬祭諸費	目 01 葬祭費

事業名	葬祭費補助金	担当課	市民課	予算書頁	P17

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
1,950千円	1,950千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
1,950千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

被保険者が死亡した場合、葬祭にかかる費用を補助することで負担軽減を図る。

【事業の概要】

○補助金　　1,950千円

［財源内訳］
○保険給付費等交付金（普通交付金）　　1,950千円

［主な内容］
①葬祭費補助金
　死亡した被保険者の「葬祭を行う者」に支給する。支払額は1件当たり50,000円（現金給付）である。

葬祭費　　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
件数	43件	33件	42件	39件	39件
金額	2,150	1,650	2,100	1,950	1,950

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	02 保険給付費	項 06 傷病手当金	目	01 傷病手当金

事業名	傷病手当金	担当課	市民課	予算書頁	P17

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
45千円	119千円	△ 74千円	△ 62.2%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
45千円	0千円	0千円	0千円

【事業の目的】

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱など感染の疑いがあり、療養のため仕事を休み、給料が支給されない場合に傷病手当金を支給し、療養中の生活保障を行う。

【事業の概要】

○補助金　45千円

［財源内訳］

○特別調整交付金（市町村向け分）　45千円

［事業の内容］

①傷病手当金

傷病手当金は、健康保険の中で病気休業中の被用者である被保険者とその家族の生活を保障するために設けられている制度である。国民健康保険においては、法により任意給付と位置付けられており、これまでほとんどの市町村は一般傷病による傷病手当金支給は行っていなかった。国の要請により、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱など感染の疑いがあり、療養のために労務に服することができなかった期間があり、給料の全部または一部が支払われなかった被用者に限り支給する。

※令和５年５月７日感染分までが対象（５類移行は対象外）。請求期限は感染から２年とする。（令和７年５月７日まで申請可能）

傷病手当金　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
件数	1件	8件	2件	3件	1件
金額	51	160	50	119	45

予算	会計	国保特会		予算区分	現年
	款	03 国保事業費納付金	項 01 医療給付費分	目	01 一般医療給付費分

0	一般被保険者医療給付費納付金	担当課	市民課	予算書頁	P19

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
304,305千円	357,465千円	△ 53,160千円	△ 14.9%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
27,188千円	0千円	73,801千円	203,316千円

【事業の目的】

国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。

【事業の概要】

○負担金　304,305千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（特別交付金）　保険者努力支援分　8,119千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）　特別調整交付金分　609千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）　県繰入金（2号分）　18,460千円
○保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）　41,261千円
○財政安定化支援事業繰入金　9,999千円
○保険基盤安定繰入金（保険者支援分）　22,078千円
○未就学児均等割保険税繰入金　344千円
○産前産後保険税繰入金　119千円

［主な内容］

①一般被保険者医療給付費納付金

国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付する。その医療給付費分。

納付金の推移（医療給付費分）　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
金額	406,366	394,621	377,052	357,465	304,305

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	03 国保事業費納付金	項	02 後期高齢者支援金等分
	目	01 一般後期高齢者支援金分		

事業名	一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	担当課	市民課	予算書頁	P19

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
129,088千円	141,244千円	△ 12,156千円	△ 8.6%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	20,489千円	108,599千円

【事業の目的】

国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。

【事業の概要】

○負担金　129,088千円

［財源内訳］

○保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）　13,167千円
○保険基盤安定繰入金（保険者支援分）　7,127千円
○未就学児均等割保険税繰入金　111千円
○産前産後保険税繰入金　84千円

［主な内容］

①一般被保険者後期高齢者支援金等納付金

国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付する。その後期高齢者支援金分。

納付金の推移（後期高齢者支援金分）　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
金額	127,576	126,443	146,172	141,244	129,088

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	03 国保事業費納付金	項	03 介護納付金分
	目	01 介護納付金分		

事業名	介護納付金	担当課	市民課	予算書頁	P20

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
33,867千円	35,735千円	△ 1,868千円	△ 5.2%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	4,712千円	29,155千円

【事業の目的】

国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。

【事業の概要】

○負担金　33,867千円

［財源内訳］

○保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）　3,033千円
○保険基盤安定繰入金（保険者支援分）　1,674千円
○産前産後保険税繰入金　5千円

［主な内容］

①介護納付金

国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付する。その介護納付金分。

納付金の推移（介護分）　（千円）

	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
金額	42,627	39,464	43,125	35,735	33,867

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	05 保健事業費	項	01 特定健康診査等事業費
	目	01 特定健康診査等事業費		

事業名	特定健康診査等事業費	担当課	市民課	予算書頁	P21

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
22,355千円	19,221千円	3,134千円	16.3%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
10,782千円	0千円	3,282千円	8,291千円

【事業の目的】

生活習慣予防に重点をおいた項目に基づき、40歳から74歳までを対象に特定健康診査及び特定保健指導等を行い、疾病の予防を図る。

【事業の概要】

○報償費	176千円	○消耗品費	420千円
○燃料費	90千円	○印刷製本費	723千円
○通信運搬費	1,392千円	○手数料	830千円
○委託料	16,894千円	○使用料及び賃借料	1,830千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力支援分	3,805千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）	県繰入金（2号分）	3,127千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）	特定健康診査等負担金	3,850千円
○事務費繰入金		3,282千円

［主な内容］

①特定健診の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40～74歳の被保険者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を行う。また、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対して保健指導を実施する。更なる受診率向上のため、令和5年度から個人負担金の無料化を実施している。

特定健診　（千円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
対象者	4,045人	3,987人	3,679人	3,558	3,267
受診者数	1,486人	1,486人	1,482人	1,524人	1,398人
受診率	36.7%	37.3%	40.3%	42.8%	42.8%

②一般健診の実施

若年層からの健診受診の定着化を図るため、国保に加入する30～39歳の被保険者を対象に健診事業を実施する。更なる受診率向上のため、令和5年度から個人負担金の無料化を実施している。

30代健診

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
対象者	207人	192人	186	194	200人
集団健診	26人	27人	24人	28人	50人
医療機関健診	4人	4人	3人	4人	30人
受診率	14.5%	16.1%	14.5%	16.5%	16.1%

③システムの標準化

健康管理に係る業務システムについて、標準化仕様に適合したシステムに改修し、国が整備するガバメントクラウド上で稼働するよう環境を構築する。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	05 保健事業費	項	02 保健事業費
	目	01 保健衛生普及費及び疾		

事業名	医療費通知事業費	担当課	市民課	予算書頁	P22

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
1,455千円	1,210千円	245千円	20.2%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
1,130千円	0千円	0千円	325千円

【事業の目的】

被保険者に、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知を送付し、医療費適正化の推進を図る。

【事業の概要】

○通信運搬費　1,130千円
○委託料　325千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（特別交付金）　県繰入金（2号分）　1,130千円

［主な内容］

①医療費通知の送付

医療機関で支払った一部負担金額等を被保険者に知らせるため、医療費通知を送付する。（2カ月に1回、年6回送付）

②ジェネリック医薬品差額通知の送付

生活習慣病で通院している被保険者に対し、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の差額を通知し、ジェネリック医薬品への切り替えを促進する。（年4回送付）

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	05 保健事業費	項 02 保健事業費	目 01 保健衛生普及費及び疾

事業名	保健衛生普及費及び疾病予防諸経費	担当課	市民課	予算書頁	P22

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
16,058千円	16,973千円	△ 915千円	△ 5.4%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
8,999千円	0千円	0千円	7,059千円

【事業の目的】

被保険者の健康維持、疾病の早期発見のため、人間ドックや健康づくり教室を行い、医療費適正化の推進を図る。

【事業の概要】

○消耗品費　380千円　○通信運搬費　27千円
○手数料　108千円　○委託料　13,354千円
○負担金　2,189千円

［財源内訳］

○保険給付費等交付金（特別交付金）　保険者努力支援分　2,189千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）　特別調整交付金分　108千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）　県繰入金（2号分）　5,751千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）　特定健康診査等負担金　951千円

［主な内容］

①人間ドック事業

人間ドック、脳ドックの実施を、福井勝山総合病院に委託して行う。

ＰＥＴ-ＣＴ検査の実施を、福井大学医学部附属病院と福井県済生会病院に委託して行う。

（各コース）

・一日人間ドック（男性）　実施機関：福井勝山総合病院
・一日人間ドック（女性）　実施機関：福井勝山総合病院
・脳ドック（単独）　実施機関：福井勝山総合病院
・ＰＥＴ-ＣＴ　実施機関：福井大学医学部附属病院、福井県済生会病院

②健康づくり教室事業

自主的な予防・健康づくりを推進することを目的とし、各種健康づくり事業を実施する。各負担金額は、保険者努力支援分（ヘルスアップ事業）における按分とする。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	06 基金積立金	項 01 基金積立金	目 01 基金積立金

事業名	国民健康保険基金積立金	担当課	市民課	予算書頁	P23

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
264千円	17千円	247千円	1,452.9%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	264千円	0千円

【事業の目的】

国民健康保険の保険給付に要する費用に不足が生じたときの財源に充てるため、基金の積立を行う。

【事業の概要】

○積立金　264千円

［財源内訳］

○利子及び配当金　264千円

［主な内容］

①勝山市国民健康保険基金積立金

歳入歳出財源超過分及び基金利子を今後の財源不足に充てるため積み立てを行う。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	07 諸支出金	項	01 償還金及び還付加算金
	目	01 一般被保険者保険税還		

事業名	一般被保険者保険税還付金	担当課	市民課	予算書頁	P24

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
3,000千円	3,000千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	0千円	3,000千円

【事業の目的】

一般被保険者の過年度分税額の減額更正等に伴い生ずる保険税の還付を行う。

【事業の概要】

○償還金、利子及び割引料　　3,000千円

［財源内訳］

○－

［主な内容］

①一般被保険者保険税過年度還付金

過誤納金等を迅速かつ正確に還付する。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	07 諸支出金	項	01 償還金及び還付加算金
	目	03 一般被保険者還付加算		

事業名	一般被保険者還付加算金	担当課	市民課	予算書頁	P24

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
40千円	40千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	0千円	40千円

【事業の目的】

一般被保険者の国民健康保険税過年度還付金が生じた場合、その還付金額に率及び日数を乗じた額を加算金を併せて支出し、適正な事務処理を図る。

【事業の概要】

○償還金、利子及び割引料　　40千円

［財源内訳］

○－

［主な内容］

①一般被保険者保険税過年度還付加算金

一般被保険者の過誤納金等を還付する際に、地方税法に基づく還付加算金を併せて正確に支出する。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	07 諸支出金	項 02 貸付金	目 01 貸付金

事業名	出産一時金貸付金	担当課	市民課	予算書頁	P24

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
800千円	800千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	800千円	0千円

【事業の目的】

出産育児一時金直接払い制度が利用できない出産に要する費用を支払うための貸付を行い、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○貸付金　　800千円

［財源内訳］

○出産一時金貸付金返還金　　800千円

［事業の内容］

①出産育児一時金貸付金

出産育児一時金直接払い制度が利用できない出産に要する費用を支払うため、出産育児一時金の8割を限度額として貸付を行う。

予算	会計	国保特会	予算区分	現年
	款	07 諸支出金	項 02 貸付金	目 01 貸付金

事業名	高額療養費貸付金	担当課	市民課	予算書頁	P24

R7当初予算額(A)	R6当初予算額(B)	増減額(C)=(A)-(B)	増減率(D)=(C)/(B)
500千円	500千円	0千円	0.0%

予算額の財源内訳

国・県（E）	市債（F）	その他（G）	一般財源（A-E-F-G）
0千円	0千円	500千円	0千円

【事業の目的】

高額療養費の支払いを受けるまでの間、当該療養費に要する費用を支払うための貸付を行い、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○貸付金　　500千円

［財源内訳］

○高額療養費貸付金返還金　　500千円

［事業の内容］

①貸付金

高額療養費の支払いを受けるまでの間、当該療養費に要する費用を支払うため、高額療養費支給見込額の9割を限度とし、貸付を行う。対象は貸付金額3万円以上となる高額療養費とする。

貸付金　（千円）

	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（予算）
対象件数	0件	1件	1件	―	―
金額	0	32	32	500	―